

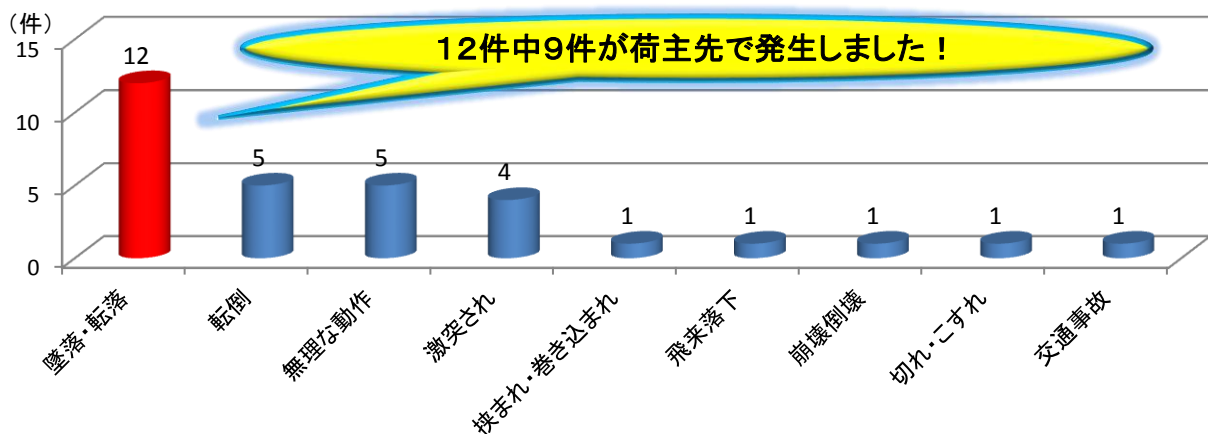
荷主等(荷主、配送先、元請事業者等)の皆様へ

荷役作業の安全確保にご協力ください

新発田署管内では、道路貨物運送業における労働災害について、墜落・転落災害が最も多く発生しており、災害の多くは荷主先で発生しています。

また、墜落・転落による労働災害では骨折等の重篤な災害が発生しています。

平成26年道路貨物運送業における休業4日以上労働災害件数 総件数31件



墜落・転落災害(12件)における休業日数と傷病名の割合(労働者死傷病報告提出時)

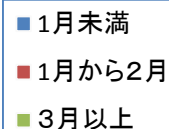
休業日数

17%

休業日数は1月以上が80%をこえています！

16%

67%

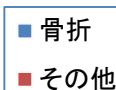


傷病名

8%

骨折の割合がとて多くなっています！

92%



陸運事業者だけで荷役作業の安全対策を講じることは**困難**ですので、荷主等(荷主、配送先、元請事業者など)の皆様も、陸運事業者と連携して、荷役災害の防止に取り組んでいただきますようお願いいたします。



労働災害防止のポイント

～陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインより抜粋～

安全管理体制について

- 荷役作業の担当者指名してください。
- 陸運事業者と安全衛生協議組織を設置してください。

荷役作業における労働災害防止の基本対策

- 荷役作業を陸運事業者に行わせる場合は事前に通知してください。
- 余裕を持った着時刻の設定をしてください。
- 荷役場所を安全に作業が行えるようにしてください。

墜落・転落防止対策

- 墜落・転落防止のための施設等を用意してください。
荷主等が管理する施設について、できるだけプラットフォーム、荷台への昇降設備等の墜落・転落防止のための施設、設備を用意してください。また、荷主等が管理する施設において、できるだけ施設側に安全帯取付設備（親綱、フック等）を設置してください。

陸運事業者との連絡・調整

- 陸運事業者と荷主等は、荷役作業等の付帯業務について書面契約の締結を推進してください。
- 配送先における荷卸しの役割分担について明確にしておいてください。

その他の安全対策

- フォークリフト、クレーン作業時の規則の明確化を図ってください。
- 発注担当者に対する改善基準告示の周知、荷役機械等の安全教育を実施してください。
- 上記以外の安全対策を含め、詳細については、厚生労働省ホームページに掲載しています。労働災害防止活動にご活用ください。



(表例)

この安全作業連絡書は、荷役業務の作業の効率的に作業現場より迅速に把握し、配達先の作業環境に関する情報からその作業環境の事前評価からドライバーに提供するためのものです。

送達作業日	月	日	送達作業先	月	日
送達開始時刻	時	分	送達開始時刻	時	分
送達終了時刻	時	分	送達終了時刻	時	分

送達業務

送達業務	送達業務	送達業務	送達業務	送達業務	送達業務
1. 積込・取付	2. 取付	3. 積込	4. 取付	5. 積込	6. 取付
7. 積込	8. 取付	9. 積込	10. 取付	11. 積込	12. 取付

送達業務

送達業務	送達業務	送達業務	送達業務	送達業務	送達業務
1. 積込・取付	2. 取付	3. 積込	4. 取付	5. 積込	6. 取付
7. 積込	8. 取付	9. 積込	10. 取付	11. 積込	12. 取付

送達業務

送達業務	送達業務	送達業務	送達業務	送達業務	送達業務
1. 積込・取付	2. 取付	3. 積込	4. 取付	5. 積込	6. 取付
7. 積込	8. 取付	9. 積込	10. 取付	11. 積込	12. 取付

安全作業連絡書例
ガイドラインリーフレット
(陸運事業者用)に掲載



墜落防止措置例

厚生労働省 安全 リーフレット **検索**

墜落防止関係リーフレット



荷役作業の安全確保に関するリーフレットの抜粋。

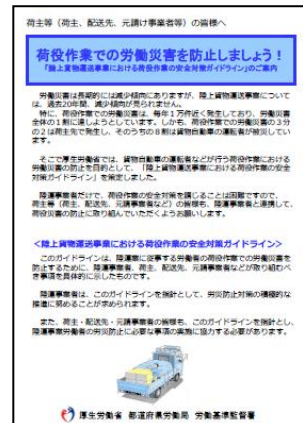
- 多くのトラック運転手が荷役作業中に被災しています。
- 多くの歩行者は歩道の歩道で被災しています。
- 荷役作業中の災害は、転落が3割以上を占めています。



荷役作業における墜落防止のための安全対策マニュアルの抜粋。

荷役作業を安全に

ガイドラインに関するリーフレット(荷主、陸運事業者用)



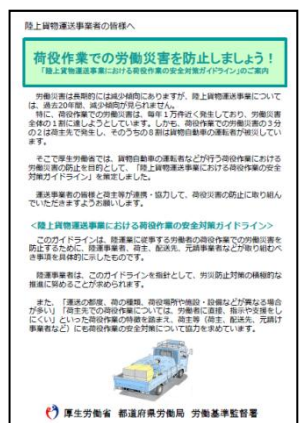
荷役作業での労働災害を防止しよう！
「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインのご案内」

労働災害は毎時1回は発生していると言われており、陸上貨物運送事業においては、過去20年間で、減少傾向が見られませんが、

特に、荷役作業での労働災害は、毎年1万件近く発生しており、労働災害全体の1割以上を占めています。したがって、荷役作業での労働災害の防止については、荷主と陸運事業者の間で、そのうちの8割は貨物自動車等の運搬が原因です。

厚生労働省では、貨物自動車等の運搬が原因となる労働災害の防止を目的として、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定しました。

陸運事業者は、このガイドラインを設計として、労防対策の具体的な実施に努めることが求められます。



陸上貨物運送事業者の皆様へ
荷役作業での労働災害を防止しよう！
「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインのご案内」

労働災害は毎時1回は発生していると言われており、陸上貨物運送事業においては、過去20年間で、減少傾向が見られませんが、

特に、荷役作業での労働災害は、毎年1万件近く発生しており、労働災害全体の1割以上を占めています。したがって、荷役作業での労働災害の防止については、荷主と陸運事業者の間で、そのうちの8割は貨物自動車等の運搬が原因です。

厚生労働省では、貨物自動車等の運搬が原因となる労働災害の防止を目的として、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定しました。

陸運事業者は、このガイドラインを設計として、労防対策の具体的な実施に努めることが求められます。